

1 事業計画書

(1) 共済目的の種類別の概数、引受実績及び計画

ア 農業共済事業

共済目的		項目	区域内の概数 (A)	前年度引受実績	本年度引受計画 (B)	本年度引受率 (B)/(A) %	備考
		組合員数		71,948 戸	75,490 戸		
農作物共済	水稲	一筆	3,200,000 ^a	1,810,996 ^a	2,061,581 ^a	64.4 %	
		品質		124	10,181	0.3	
		全相殺		—	8,788	0.3	
		半相殺		—	120,061	3.8	
		地域インデックス		—	119,121	3.7	
	計		3,200,000	1,811,120	2,319,732	72.5	
	陸稲		—	—	—	—	
	麦	一筆	610,000	311,992	—	—	今年度引受より廃止
		災害収入		42,531	431,118	70.7	
	計		610,000	354,523	431,118	70.7	
農作物共済合計		3,810,000	2,165,643	2,750,850	72.2		
家畜共済	死亡廃用	搾乳牛	6,560 ^頭	5,630 ^頭	5,400 ^頭	82.3 %	
		繁殖用雌牛	1,420	757	725	51.1	
		育成乳牛	1,880	3,017	2,888	153.6	
		育成・肥育牛	15,180	3,241	4,390	28.9	
		繁殖用雌馬	5	—	—	0.0	
		育成・肥育馬	3	—	—	0.0	
		種豚	9,040	524	260	2.9	
		肉豚	79,400	1,858	2,000	2.5	
	計		113,488	14,755	15,663	13.8	
	疾病傷害	乳用牛	8,440 ^頭	6,599 ^頭	6,335 ^頭	75.1 %	
		肉用牛	16,600	1,716	1,749	10.5	
		一般馬	8	—	—	0.0	
		種豚	9,040	207	200	2.2	
		計		34,088	8,522	8,284	24.3
果樹共済	なし	半相殺・短縮	34,900 ^a	4,349 ^a	10,045 ^a	28.8 %	
		樹園地・短縮		996	—	0.0	
		計		34,900	5,345	10,045	28.8
	ぶどう	半相殺・短縮	16,900	503	866	5.1	
		半相殺・ひょう害		420	340	2.0	
		樹園地・短縮		85	45	0.3	
	計		16,900	1,008	1,251	7.4	
果樹共済合計		51,800	6,353	11,296	21.8		

共済目的		項目	区域内の概数 (A)	前年度引受実績	本年度引受計画 (B)	本年度引受率 (B)/(A) %	備考
畑作物共済	スイートコーン		58,600 ^a	735 ^a	1,668 ^a	2.9%	
	大豆	一筆	65,700	5,080	5,090	7.8	
		全相殺		12,060	12,131	18.5	
	計		65,700	17,140	17,221	26.2	
	茶	半相殺	61,000	922	2,000	3.3	
		災害収入		—	—	0.0	
	計		61,000	922	2,000	3.3	
	農作物計		185,300	18,797	20,889	11.3	
	春蚕繭		79.30 ^箱	28.07 ^箱	35.00 ^箱	44.1	
	初秋蚕繭		45.90	12.72	14.00	30.5	
	晩秋蚕繭		64.80	22.18	33.00	50.9	
蚕繭計		190.00	62.97	82.00	43.2		
園芸施設共済	ガラス室	I類	535 ^棟	— ^棟	— ^棟	0.0%	
		II類		222	240	44.9	
	プラスチックハウス	I類	12,176	—	—	0.0	
		II類		6,438	7,022	57.7	
		III類	3,336	152	164	4.9	
		IV類甲		821	890	26.7	
		IV類乙		458	497	14.9	
		V類	466	143	156	33.5	
		VI類	204	168	182	89.2	
	VII類	509	322	349	68.6		
計		17,226	8,724	9,500	55.2		
任意共済	建物	総合	194,033 ^棟	10,446 ^棟	11,175 ^棟	5.8%	
		火災		106,319	101,617	52.4	
	計		194,033	116,765	112,792	58.1	
	農機具	損害	73,854 ^台	11,693 ^台	12,326 ^台	16.7%	
		更新		51	34	0.1	
計		73,854	11,744	12,360	16.7		
保管中農産物補償共済			—	10 ^口	20 ^口	—	

イ 農業経営収入保険受託事業

経営形態		項目	区域内の概数 (A)	前年度 引受実績	本年度引受計画 (B)	本年度引受率 (B)/(A)	備考
収入 保険	個人		13,178 ^{経営体}	926 ^{経営体}	1,750 ^{経営体}	13.3%	
	法人		529	118	250	47.3	
	計			13,707	1,044	2,000	14.6

(2) 農業共済事業の規模

ア 農作物、家畜、果樹、畑作物、園芸施設共済事業の規模

単位:千円

共済目的	項目	引 受		共済金額	共 済 掛 金			保 険 料	交付(納入) 保険料	手 持 共済掛金	備 考	
		本年度予定	前年度実績		総 額	国庫負担金	農家負担金					
農作物共済	水稲	一筆	2,061,581a	1,810,996a	12,226,280	4,768	2,384	2,384	122	2,262	4,646	
		品質	10,181	124	87,556	184	92	92	1	91	183	
		全相殺	8,788	—	72,660	144	72	72	1	71	143	
		半相殺	120,061	—	882,376	635	317	318	8	309	627	
		地域インデックス	119,121	—	1,012,529	2,730	1,365	1,365	1,867	△ 502	863	
	計	2,319,732	1,811,120	14,281,401	8,461	4,230	4,231	1,999	2,231	6,462		
	陸 稲	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	麦	一筆	—	311,992	—	—	—	—	—	—	—	今年度引受 より廃止
		災害収入	431,118	42,531	1,874,694	79,582	42,258	37,324	46,232	△ 3,974	33,350	
		計	431,118	354,523	1,874,694	79,582	42,258	37,324	46,232	△ 3,974	33,350	
	農作物共済合計	2,750,850	2,165,643	16,156,095	88,043	46,488	41,555	48,231	△ 1,743	39,812		
家畜共済	死亡廃用	搾乳牛	5,400頭	5,630頭	990,234	91,131	45,566	45,566	10	45,556	91,121	
		繁殖用雌牛	725	757	147,717	3,364	1,682	1,682	1	1,680	3,362	
		育成乳牛	2,888	3,017	493,653	5,610	2,805	2,805	4	2,801	5,606	
		育成・肥育牛	4,389	3,193	895,357	8,644	4,322	4,322	4	4,318	8,640	
		繁殖用雌馬	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		育成・肥育馬	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		種 豚	260	252	13,080	902	361	541	—	361	902	
	疾病傷害	肉 豚	2,000	1,858	15,505	2,078	831	1,247	—	831	2,078	
		乳用牛	6,337頭	6,599頭	123,646	88,511	44,255	44,255	1	44,254	88,510	
		肉用牛	1,749	1,817	16,588	7,447	3,723	3,723	—	3,723	7,447	
		一般馬	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		種 豚	200	207	240	28	11	17	—	11	28	
		家畜共済合計	23,948	23,330	2,696,020	207,715	103,556	104,159	20	103,536	207,694	
		果樹共済	なし	半相殺・短縮	10,045a	4,929a	524,697	13,306	6,653	6,653	9,917	△ 3,264
樹園地・短縮	—			—	—	—	—	—	—	—	—	
小計	10,045			4,929	524,697	13,306	6,653	6,653	9,917	△ 3,264	3,389	
ぶどう	半相殺・短縮		866	503	59,577	1,156	578	578	483	95	673	
	半相殺・ひょう害		340	420	34,954	156	78	78	31	47	125	
	樹園地・短縮		45	85	3,001	46	23	23	11	12	35	
	小計		1,251	1,007	97,532	1,358	679	679	525	154	833	
果樹共済合計	11,296	5,936	622,229	14,664	7,332	7,332	10,442	△ 3,110	4,222			
畑作物共済	スイートコーン	1,668a	735a	23,200	686	377	309	399	△ 22	287		
	大豆	一筆	5,090	5,080	7,866	457	251	206	246	5	211	
		全相殺	12,131	12,060	15,797	1,432	788	644	714	74	718	
		計	17,221	17,140	23,663	1,889	1,039	850	960	79	929	
	茶	半相殺	2,000	922	13,000	367	201	166	222	△ 21	145	
		災害収入	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		計	2,000	922	13,000	367	201	166	222	△ 21	145	
		農作物計	20,889	18,797	59,863	2,942	1,617	1,325	1,581	36	1,361	
	春蚕繭	35.00箱	28.07箱	2,190	22	11	11	10	1	12		
	初秋蚕繭	14.00	12.72	1,202	34	17	17	18	△ 1	16		
	晩秋蚕繭	33.00	22.18	1,370	39	19	20	14	5	25		
蚕繭計	82.00箱	62.97箱	4,762	95	47	48	42	5	53			
畑作物共済合計			64,625	3,037	1,664	1,373	1,623	41	1,414			

単位:千円

共済目的	項目	引受		共済金額	共済掛金			保険料	交付(納入)保険料	手持共済掛金	備考	
		本年度予定	前年度実績		総額	国庫負担金	農家負担金					
園芸施設共済	ガ	I 類	—	—	—	—	—	—	—	—		
	ラ	II 類	240	222	2,414,610	6,364	2,739	3,625	2,727	12	3,637	
	ス	小計	240	222	2,414,610	6,364	2,739	3,625	2,727	12	3,637	
	園芸施設共済	ブ	I 類	—	—	—	—	—	—	—	—	
		ラ	II 類	7,022	6,438	4,866,528	96,250	43,054	53,196	65,864	△ 22,810	30,386
		ス	III 類	164	152	838,697	17,609	7,900	9,709	16,067	△ 8,167	1,542
		チ	IV類甲	890	821	9,932,153	76,079	34,593	41,486	61,118	△ 26,525	14,961
		ツ	IV類乙	497	458	5,476,839	45,911	20,776	25,135	32,377	△ 11,601	13,534
		ク	V 類	156	143	1,055,741	4,759	1,990	2,769	2,010	△ 20	2,749
		ク	VI 類	182	168	94,244	3,159	1,407	1,752	1,698	△ 291	1,461
		ク	VII 類	349	322	225,429	3,493	1,611	1,882	1,997	△ 386	1,496
		ク	小計	9,260	8,502	22,489,631	247,260	111,331	135,929	181,131	△ 69,800	66,129
ク		園芸施設共済合計	9,500	8,724	24,904,241	253,624	114,070	139,554	183,858	△ 69,788	69,766	
制度共済合計				44,443,210	567,083	273,110	293,973	244,174	28,936	322,908		

イ 任意共済事業の規模

単位:千円

共済目的	項目	引受		共済金額	共済掛金、賦課金			保険料	保険手数料	手持共済掛金	備考
		本年度予定	前年度実績		総額	共済掛金	事務費賦課金				
建物	総合	11,175棟	10,446棟	77,121,240	226,396	136,311	90,085	100,057	36,191	72,445	
	火災	101,617	106,319	1,229,518,900	957,867	526,869	430,998	287,360	116,380	355,889	
	小計	112,792	116,765	1,306,640,140	1,184,263	663,180	521,083	387,417	152,571	428,334	
農機具	損害	12,326台	11,693台	23,463,130	137,016	97,580	39,436	—	—	97,580	
	更新	34	51	91,350	9,977	9,612	365	—	—	9,612	
	小計	12,360	11,744	23,554,480	146,993	107,192	39,801	0	0	107,192	
保管中農産物補償共済		20口	10口	20,000	54	38	16	40	—	—	
任意共済合計				1,330,214,620	1,331,310	770,410	560,900	387,457	152,571	535,526	
建物共済 保険割合:30%、ただし地震等50%											
合計				1,374,657,830	1,898,393					858,434	

(3) 引受計画と実施方策

農業政策及び農業支援策等についての関係機関等からの情報、政策に留意し、農家の作付け動向等を把握しつつ、「令和3年度事業計画書」に計画した目標を達成するため、各共済事業について、次の重点項目を推進する。

ア 農作物共済

(ア) 引受計画

- (a) 水稻 地域農業再生協議会等と連携を図り、作付け実態の適正把握及び適正引受に努め、無保険者を出さないように引受推進を図る。

※令和3年度目標引受率 72.5% (収入保険移行者を含め84.8%)

- (b) 麦 地域農業再生協議会等と連携を図り、作付け実態の適正把握及び適正引受に努め、無保険者を出さないように引受推進を図る。

※令和3年度目標引受率 70.7% (収入保険移行者を含め93.2%)

(イ) 実施方策

(a) 関係機関等との連携

令和3年産で一筆方式が廃止されることから、県に対しては、農業者が集まる場や農業者に接するあらゆる機会を通じて、青色申告者については、収入保険への加入を推奨していただき、収入保険を選択できない白色申告者については、水稻品質方式、麦災害収入共済方式並びに、全相殺方式・半相殺方式・地域インデックス方式等新たな共済制度の周知と加入への協力要請を行う。

市町村に対しては、認定農業者の農業経営改善計画の認定や認定新規就農者の青年等就農計画の認定の際に新たな共済制度の周知と加入への協力要請を行う。

また、地域農業再生協議会・JA等の関係組織と連携を図り、一筆方式からの移行の推進について関係組織からも実施いただくよう働きかけると共に、経営所得安定対策申請者の耕作情報を正確に把握し、引き続き顧客リストの整備を行ない適正な引受に努める。

(b) 顧客リストによる引受推進

顧客リストを基に青色申告者については、収入保険を推奨し、収入保険を選択できない白色申告者については、水稻品質方式、麦災害収入共済方式並びに、全相殺方式・半相殺方式・地域インデックス方式を推進する。

また、加入申込書の全戸配布回収に努め未加入者、未提出者に対しては、戸別訪問等により無保険者を出さないように、引受推進を行う。

(c) 組合員への制度内容等の周知

令和3年産で一筆方式が廃止されることから、他方式への移行がスムーズに行われるようホームページ・広報紙・チラシ等での周知を行う。

また、経営所得安定対策申請者に対して、十分な補償が得られるように、高い補償割合・単位当たり共済金額を選択いただけるよう推進を図る。

(d) 基準収穫量の把握

新たな品種が作付けされていることから、関係機関等と連携を図り、収穫量等の把握を行う。

(e) 組合員との接点強化

温湯消毒機による水稻種子消毒で、農家・地域との接点強化を図り、引受向上に努める。

イ 家畜共済

(ア) 引受計画

(a) 関係団体との連携による引受の適正化

県関係機関ならびに畜産関係団体等と連携を図り、飼養情報の共有化を図る。

(b) 顧客リスト整備及び加入推進

全戸意思確認調査を実施するとともに飼養者、飼養頭数を把握して顧客リストを整備し有資格農家への積極的な加入推進を図る。

令和3年度目標引受率	乳用牛	頭数引受率	死廃で98.2%	病傷で75.1%
	肉用牛	頭数引受率	死廃で30.8%	病傷で10.5%
	豚	頭数引受率	死廃で2.5%	病傷で2.2%

(イ) 実施方策

(a) 制度の説明とトレサ情報の活用

組合員に対して重要事項説明書、パンフレット等を通じて、家畜共済制度の周知を図る。

基本的に牛個体識別全国データベースの情報をもとに制度を運用することとし、組合員に異動、出生等の速やかな報告の徹底を依頼する。豚については異動通知の励行を依頼する。

(b) 加入者と未加入者への加入推進

F1(交雑種)を生産する酪農家については、死亡廃用共済で搾乳牛、育成乳牛のほか育成・肥育牛の加入を勧める。また疾病傷害共済では乳用牛のほか肉用牛の同時加入を提案する。

未加入の肥育農家並びに養豚農家については、事故除外方式の加入を勧め、近年多発する自然災害への備えとしてもらう。

(c) 家畜診療所運営と整備強化

獣医職員間での情報共有に努め、効率的な診療体制の確保を図る。また、畜産農家に対する適正な獣医師職員数、および配置等の検討を行う。

今年度作成される埼玉県の獣医療提供体制の整備計画(令和3年から令和12年の10年計画)に診療所の担っている役割を載せてもらうよう働きかける。

家畜診療所で開始した受精卵の採卵・凍結事業の利用促進を図るとともに、肉用牛、特に繁殖を手掛けている農家の加入推進を図る。

ウ 果樹共済

(ア) 引受計画

(a) 顧客リストの整備を行い、地域実態に合わせた引受推進を行う。

(b) 加入者の継続加入を維持するよう推進を図る。また、未加入農家への引受推進を図ると共に共済制度への加入意思の確認を行う。

令和3年度目標引受率 なし 28.8%(収入保険移行者を含め30.2%)

令和3年度目標引受率 ぶどう 7.4%(収入保険移行者を含め 8.2%)

(イ) 実施方策

(a) 関係機関等との連携

令和3年産で樹園地方式・特定危険方式が廃止されることから、県・市町村・出荷組合・JA等に対して、果樹生産者が集まる場や果樹生産者に接するあらゆる機会を通じて、青色申告者については、収入保険を推奨し、収入保険を選択できない白色申告者については、半相殺短縮方式等への移行、未加入者については、収入保険又は果樹共済加入への協力要請を行う。

また、併せて果樹共済パンフレットを配布して制度の周知を行い、加入推進への理解と協力体制の強化を図る。

- (b) 顧客リストの整備
県・市町村・出荷組合・J A・共済支部長等に新規就農者等情報提供を受け、顧客リスト整備を引き続き行う。
- (c) 戸別訪問による未加入者への加入推進
収入保険への移行により加入率が低下していることから顧客リストによる未加入者への戸別訪問を行い、移行前の引受率を目途に加入推進を行う。
- (d) 引受推進会議の開催と組合員への制度内容の周知
共済支部長等を対象とした推進会議を引き続き開催し、積極的に引受拡大を図る。特に未加入者には、危険段階掛金率が導入されたことを説明し、加入推進を行う。
継続加入者に対しては、推進会議や加入申込時にパンフレット等により説明を行う他、ホームページ・広報紙等により、樹園地方式と特定危険方式が令和3年産で廃止となることを周知し、他方式への移行推進を図る。

エ 畑作物共済

(ア) 引受計画

(a) 大豆

地域農業再生協議会、J A等と連携を図り経営所得安定対策申請農業者の引受推進を行う。

令和3年度目標引受率 26.2% (収入保険移行者を含め55.2%)

(b) 茶

顧客リストを基に戸別訪問を行い、共済制度の内容を十分説明し引受推進を行う。

令和3年度目標引受率 3.3% (収入保険移行者を含め14.8%)

(c) スイートコーン

出荷組合等の会議に参加し、共済制度の内容を十分説明し、推進を行う。また、顧客リストを基に戸別訪問を行い引受拡大に努める。

令和3年度目標引受率 2.9% (収入保険移行者を含め11.5%)

(d) 蚕繭

未加入農家に対し、戸別訪問を行い、引受拡大に努める。

令和3年度目標引受率 (箱数) 43.2%

(イ) 実施方策

(a) 関係機関等との連携

県・市町村・地域農業再生協議会・J A等に対して、農業者が集まる場や農業者に接するあらゆる機会を通じて、青色申告者については、収入保険を推奨し、収入保険を選択できない白色申告者については、半相殺方式・全相殺方式等の他方式への移行と畑作物共済加入への協力要請を行う。

また、大豆共済にあつては、県・市町村・地域農業再生協議会・J A等と連携を図り、引き続き顧客リストの整備を行うと共に経営所得安定対策に申請する者の栽培状況を把握し、引受推進を図り、J A出荷計画等(播種前計画)を基に完全引受に努める。

(b) 顧客リストによる引受推進

顧客リストを基に青色申告者には収入保険の推進を行い、白色申告者等には引き続き農業共済制度を推進し、加入申込書の全戸配布回収に努め未加入者、未提出者に対して戸別訪問等を行い無保険者がないように引受推進を行う。

(c) 組合員への制度内容等の周知

令和3年産で大豆一筆方式が廃止されることから、ホームページ・広報紙・チラシ等により周知を行う。

また、経営所得安定対策申請者に対して、十分な補償が得られるように、高い補償割合・単位当たり共済金額を選択いただけるよう提案し推進を図る。

オ 園芸施設共済

(ア) 引受計画

(a) 改正制度の更なる普及と周知を図るため顧客リストの整備に努める。重点推進地域を選定し未加入農家の引受推進を図る。

令和3年度目標戸数加入率 60.0%

令和4年度目標戸数加入率 70.0%

令和5年度目標戸数加入率 80.0%

(イ) 実施方策

(a) 関係機関等との連携

令和2年9月の制度改正及び令和3年4月に本体・被覆材等の価額の変更があったことから県・市町村・出荷組合・JA・共済支部長等に対して、制度の周知に努める。

また、施設内農作物加入者のうち青色申告者に対しては、収入保険を推奨するよう協力要請を行う。

(b) 顧客リスト整備と引受拡大

県・市町村・出荷組合・JA・共済支部長等からの新規就農者等情報提供を受け顧客リストの整備に努め、引受推進地域を選定する等計画的に引受拡大を図る他、施設内農作物加入者のうち青色申告者に対しては、収入保険を推奨する。

また、園芸施設共済PR協力販売店からの情報を得て、加入推進を行う。

(c) 集団加入の協定締結の取組と制度改正内容の周知

集団加入の協定締結により、掛金及び賦課金が割引されることから、施設園芸の生産組織に対し積極的に協定締結を働きかけると共に、協定を締結した生産組織については、組織内の未加入者に対し加入推進を行う。

また、制度改正により付保割合の引き上げ、復旧費用の引き上げ、小損害不てん補の見直しにより農家の選択肢がさらに増え制度がより充実すること、さらに本体価額等の見直し等により共済金額が大幅に増えることから、農家のニーズに合った見積もりを提示し、パンフレット等により分かりやすく丁寧な説明を行い、既加入者の定着を図ると共に未加入者や脱退者の加入推進を行う。

(d) 引受評価の適正化

制度改正等より補償内容や補償金額が大きく変わることから、丁寧に行う。

また、農家が不利益を被らないよう、適正な引受評価を行いと共に事務処理は複数でのチェックを行い引受事務の適正化に努める。

(e) 危険段階別共済掛金率の周知

危険段階別共済掛金率が導入され、被害がなければ掛金が下がることの周知を図り継続加入者の定着を図り、未加入者や脱退者については、周知と併せて加入推進を行う。

(f) 「災害に強い施設園芸づくり月間」の取り組み

「災害に強い施設園芸づくり月間」(6月、11月)の年2回パンフレットを作成し、県・市町村・JA等の関係機関に配布し加入者への災害防止のための情報提供や注意喚起を行う。

また、未加入者については共済加入への協力要請を行う。

(g) 年間推進計画の策定

顧客リストを基に支所ごとに年間推進計画を策定し、「災害に強い施設園芸づくり月間」に併せて役員同行推進を行う。

カ 建物・農機具共済

(ア) 引受計画

(a) 建物共済 近年の自然災害の増加を鑑み、総合共済の引受推進を図る。

令和3年度目標引受率 58.1%

(b) 農機具共済 最近の盗難被害の増加を鑑み、補償金額満額の引受推進を図る。

令和3年度目標引受率 16.7%

(イ) 実施方策（建物共済）

(a) 引受の適正化

加入資格基準の拡充による新たな有資格者への推進を図ると共に、加入資格審査の取組及び審査態勢を強化し、適正な引受審査を実施する。

(b) 加入推進態勢の強化

加入者に対し建物共済の仕組や各種特約を丁寧に説明し、加入者の意向や契約内容について契約内容の確認を徹底する。また高齢者については、状況に応じて親族等の同席を求めた加入推進を図る。

(c) 総合共済の積極的な推進

雪害、台風による風水害などの自然災害が多発し、自然災害や地震に対応した保険のニーズが高まっており、総合共済の加入拡大や増額の推進を行う。

(d) 家具類の推進

家具類の加入について、事故時に補償が少ない場合が見受けられるので、家具類の加入推進を行い、補償の充実を図る。

(ウ) 実施方策（農機具共済）

(a) 引受拡大

農林業センサスの農機具所有台数並びに農機具共済PR協力販売店からの情報をもとに、農機具損害共済の引受拡大を図る。

(b) 盗難防止対策等

トラクター等の盗難に対し、JAや県及び県警察と連携し啓蒙活動を行うとともに組合員へ情報提供を行い、損害の未然防止に努める。また、盗難に備えた補償金額満額の推進を図る。

(c) 農機具展示会への参加

JAが開催する農業機械大展示会に参加し、農家に対し農機具損害共済のPR、加入推進を行う。

キ 保管中農産物補償共済

(ア) 引受の推進

近年、台風及び集中豪雨による自然災害や農産物の盗難が多発し、保管中の農産物が浸水等の被害を受けるケースが見受けられる。洪水・浸水が想定される地域の水稲共済加入者を中心に、加入推進を行う。

(イ) 組合員への制度内容の周知

多くの農業者に制度内容をホームページ・広報紙・チラシ等で周知する。

ク 農業経営収入保険事業

(ア) 埼玉県収入保険推進協議会との一体的な推進活動

農業経営収入保険制度(収入保険)を農業共済対象品目以外の野菜等を生産する農業者など、多様な農業者に広く普及するとともに、より多くの農業者に収入保険を活用していただくため、県及び埼玉県農業会議並びにJA埼玉県中央会など、各関係機関及び各関係団体とともに、「埼玉県収入保険推進協議会」との一体的な加入促進の取組み(説明会の開催・広報活動等)を行う。

(イ) 推進計画の策定

収入保険制度を勧める上では、農業共済制度も運営している関係から、「青色申告者は収入保険」へ、「白色申告者は農業共済」を推し進める取組みが必要であるため、具体性をもった詳細な「収入保険推進スケジュール」を策定し、早期から声掛け、その後の複数回訪問により加入へと繋げ、令和4年度の最終年目標である3,100経営体を達成するため、令和3年度は2,000経営体を目指す。

(ウ) 青色申告相談会及び補填金見積額算定説明会の実施

収入保険制度を普及させることはもとより、母集団を拡げることも重要課題であるため、白色申告者から青色申告者へ転換させる機会の場合として、「顧問税理士による青色申告相談会」を実施する。

また、加入者においては、確定申告前に補填金見積額を算入した後に、確定申告を行わなければならないことから、加入者がスムーズな確定申告を行えるよう、補填金見積額算定説明会等によるサポート体制を確立する。

(4) 損害評価の適正化の方策

ア 農作物共済

(ア) 早期被害申告の周知

被害が発生した場合には、必ず収穫前に被害申告を行うよう周知に努める。登熟不良等被害については、対策会議を開催して関係機関からの情報提供を受け、登熟不良等被害が心配される場合は、全筆被害申告するよう注意喚起を行う。

(イ) 適期・適正損害評価の実施

J A、各関係機関と連携を図り、作柄状況、刈取り適期の把握に努める。標準地を設定し、損害評価前に評価眼を統一する。

また、損害評価員講習会を開催し評価技術の向上を目指すと共に分割評価の重要性について説明し、適正評価に努める。

(ウ) 巡回調査の実施

関係機関の協力を得て作柄巡回調査を実施し、被害状況の早期把握と共有化を図る。

(エ) 制度・仕組みの説明と損害評価の通知の送付

引受方式・補償割合の選択制導入により、同じような被害程度でも支払共済金に差が生じる事があるため、制度・仕組みについて加入者に十分な説明を行う。

また、損害評価結果について、共済金の支払該当者だけでなく、支払に該当しなかった申告者についても損害評価の結果を通知する。

(オ) 登熟不良等被害の把握

異常気象等による登熟不良等被害に対しては、関係機関と連携体制を密にし、登熟不良等被害に関する情報交換及び実態把握、農業者に対する情報提供等について引続き協力依頼を行う。

登熟不良等被害収穫前判定システム等で登熟不良等被害が懸念される場合は、関係機関等に登熟不良等被害の発生に関する見解を聞き、農業者等に早期に幅広な周知を行う。

イ 家畜共済

(ア) 死産事故の現地確認

関係法令及び廃用認定基準等の定めるところにより厳正な現地確認の励行（廃用確認体制の確保）及び適正評価に努める。

(イ) 病傷事故の適正な取扱い及び指導

集合審査及び病傷事故実態調査を的確に実施し、病傷事故の更なる適正給付を期す。

(ウ) 共済金支払事務の適正化（診断書提出遅延等への対応、牛個体識別全国データベースの利用等異動状況の把握体制を含めた事務処理の迅速化等）

共済金支払事務の適正化を図るため、家畜共済制度重要事項説明書を作成し、開業獣医師及び家畜共済担当者に対し、関係書類の迅速かつ適正な事務処理を行うよう指導する。

(エ) 免責基準の設定及び適用の適正化に向けた指導

指定獣医師に対し、免責基準の周知徹底を図るとともに所定の病傷診断書の適期提出を指導する。

ウ 果樹共済

(ア) 基準収穫量の適正な設定

基準収穫量の設定に当たっては、園地条件、肥培管理、損害評価実績、責任開始前損害の有無、標準収穫量等を検討し適正な設定を行う。

(イ) 組合員への被害申告方法変更の周知と損害評価の適正実施

関係機関と連絡を密にし、作柄の早期把握に努め、制度改正による被害申告方法の変更を引き続き十分に周知し、組合員から迅速な被害申告がなされるよう促す。

また、「なしのミツ症状」が気象上の要因により、広範囲で発生が見込まれる場合は、関係機関等と連携し早期に情報を収集し、組合員への注意喚起を行う。

さらに損害評価に当たっては、作柄等の状況把握に努め悉皆調査の適正実施を図り、損害評価の結果を組合員に対し通知する。

(ウ) 職員の研修実施

職員を対象に現地研修会を開催し、損害評価技術の向上を図り、適時評価、生産量の把握、並びに分割評価の適正化等を習得する。

(エ) 関係機関等との連携による適正評価及び巡回調査の実施

関東農政局統計部・県果樹関係機関・損害評価会委員等と巡回調査を実施し、作柄の早期把握に努め、適正な損害評価の実施を図る。

エ 畑作物共済

(ア) 適期・適正損害評価の実施

J A等各関係機関と連携を図り、作柄状況、刈取り適期等の把握に努めると共に標準地を設定し、損害評価前に評価眼を統一する。

また、損害評価員講習会を開催し評価技術の向上を目指すと共に分割評価の重要性についても説明し、適正評価に努める。

(イ) 巡回調査の実施

関係機関の協力を得て作柄巡回調査を実施し、被害状況の早期把握と共有化を図る。

(ウ) 出荷量調査による損害評価の検証

出荷団体等と連携を密にし、出荷状況を把握し評価収量の確認を行う。

オ 園芸施設共済

- (ア) 組合員からの適正な被害申告と損害評価の適正実施
県関係機関等の協力を得て被害状況の早期把握に努め、組合員から迅速な被害申告がなされるよう促す。損害評価実施に当たって現地講習会を開催し適正評価の知識の向上に努める。
- (イ) 施設内農作物の分割評価の適正励行
県試験研究機関の指導協力を得て、施設内農作物の病虫害防除講習会を引き続き開催し、評価技術（的確な病虫害の見極め等）の向上に努め、分割評価の適正実施を図る。
- (ウ) 被害状況等の把握
大規模災害発生時には、巡回調査等を行い被害状況の早期把握に努めると共に組合員への聞き取りを行い、申告もれが発生しないよう連絡を行い、適正評価を図る。

カ 建物・農機具共済・保管中農産物補償共済

- (ア) 事故発生通知の迅速化
加入者からの事故発生通知の迅速化を徹底する。
- (イ) 共済金の早期支払
加入者に必要書類の早期提出を促すとともに、適正かつ速やかな現地評価、事務処理を行い、約款で定める期日内に共済金の支払を行う。
- (ウ) 大規模災害に備えた損害評価研修の実施
建物共済においては、地震等の大規模自然災害に備えて、職員の損害評価技術の向上と損害評価態勢の強化を図るため、損害評価研修を実施する。

(5) 損害防止事業の実施方策

ア 農作物共済

- (ア) 損害防止経費の一部助成
損害防止活動の一環として防除薬剤費及び鳥獣害対策費の一部助成を行い、病虫害・鳥獣害の被害軽減に努める。
- (イ) 病虫害発生情報の提供
県関係機関等からの病虫害予察情報等を基に、ホームページにて情報を掲載するほか、農家訪問時等に病虫害発生予察情報を提供する。
- (ウ) 防除機具の貸出し
高圧動墳等の防除機具の貸出しを行い、病虫害の軽減に努める。
- (エ) 水稻種子温湯消毒の実施支援
水稻種子消毒について、農業共済組合の支所事務所及びJ Aの協力を得てJ A施設において温湯消毒を実施する。

イ 家畜共済

- (ア) 一般損害防止事業の効果的な実施
乳牛の死産事故の上位を占める運動器病に対して、蹄浴剤および消炎剤を配布し事故低減を図るとともに、病傷事故の上位を占める乳房炎等の発熱性疾患に対して早期発見を目的に体温計を配布する。肉牛に対しては死産、病傷事故の上位を占める消化器病に対して生菌製剤を配布する。豚に対しては安全性が高く、口蹄疫にも有効な除菌剤を配布し、感染症の侵入防止を図る。なお、薬剤等の配布に際しては、獣医師職員が農家に出向き、使用方法等の指導を行う。

ウ 果樹共済

(ア) 損害防止経費の一部助成

損害防止活動の一環として、防除薬剤費等及び鳥獣害対策費の一部助成を行い、病虫害・鳥獣害の被害軽減に努める。

(イ) 防除器具の貸し出し

チップー等の貸し出しを行い、病虫害の軽減に努める。

(ウ) 病虫害発生情報の提供

県関係機関等からの病虫害予察情報等を基に、ホームページにて情報を掲載するほか、農家訪問時等に病虫害発生予察情報を提供する。

エ 畑作物共済

(ア) 損害防止経費の一部助成

損害防止活動の一環として、防除薬剤費及び鳥獣害対策費の一部助成を行い、病虫害・鳥獣害の被害軽減に努める。

(イ) 病虫害発生情報等の提供

県関係機関等からの病虫害予察情報等を基に、ホームページにて情報を掲載するほか、農家訪問時等に病虫害発生予察情報を提供する。

(ウ) 防除機具の貸出し

高圧動墳等の防除機具の貸出しを行い、病虫害の軽減に努める。

オ 園芸施設共済

(ア) 「災害に強い施設園芸づくり月間」の実施

毎年6月の台風前と11月の降雪前に「災害に強い施設園芸づくり月間」を設け、パンフレットを作成し、関係機関等の協力のもと組合員へ災害対策の周知や注意喚起を行い損害の未然防止に努める。

(イ) 病虫害発生情報の提供

県関係機関等からの病虫害予察情報等を基に、ホームページにて情報を掲載するほか、農家訪問時等に病虫害発生予察情報を提供する。

(6) 執行体制等の整備

ア 理事会及び監事会の開催計画定例会議への参画等

理事会を必要に応じて随時開催し、定款及び理事会運営規則に基づいて、業務執行、会計の状況及び執行上の重要な事項について審議し、運営に当たる。

監事会監査は、定款及び監事監査規則に基づき、年2回定例監査（5月決算監査・11月中間監査）に本所、統括支所、支所及び家畜診療所ごとに行い、監査の計画的・効率的な執行に努める。

特定組合として適正かつ円滑な業務運営を遂行するため、また、役職員の意思疎通を図るため、組合長と幹部職員による定例会議へ、年2回程度（上半期・下半期）副組合長・代表監事も参画する。

イ 家畜診療所の健全運営について

家畜診療所の収支改善を図るため、定期的に家畜診療所運営委員会の意見を諮る。

また、今年度は10年に一度見直しされる「埼玉県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画書」の作成年にあたるため、県担当部局と調整し、共済獣医師を中心とした産業動物獣医師の確保策など、計画書にその重要性を盛り込めるよう働きかける。

ウ 業務改善及び人事配置計画等について

特定組合発足により今まで以上に業務運営の合理化、事務の効率化が必要であり、本・支所間の緊密な連携を今まで以上に求め、円滑な業務運営を行うため、毎月支所長等会議を開催し、意識・情報の共有化と内部統制に努める。

さらに、「収入保険」という一事業増加した中を限られた職員数で運営するためには業務改善は不可欠であり、具体的に取り組むものとする。

本・支所間の人事配置については、事業規模点数や一人当たりが受持つ支部長数・支部数など複数要素を基礎として人事配置を行う。

また、業務収支を考慮し職員数の抑制に努め、再雇用制度を活用するなどして仕事の質を落とさず、一方、職場内活性化のため新規職員の採用も検討する。

エ 共済支部長、損害評価員等基礎組織の維持・整備

共済事業の一層の引受拡大、適正な損害評価体制の充実を図るため、共済支部長講習会、損害評価員講習会等を開催し、共済支部長、損害評価員等の業務運営、事業推進に対する協力を要請する。

また、組合員等に対しNOSAI情報を的確に伝達するため、広報紙等を積極的に活用する。

(ア) 「組合広報紙」を5月、7月、10月、1月の年4回発行し、組合員へのタイムリーな情報提供に努める。

(イ) NOSAI埼玉ホームページの適正な管理と運営を行い、迅速な情報提供に努める。
また、情報の見やすさに重点を置きホームページの改修に努める。

オ 農業共済ネットワーク化情報システム等の適切な運用

(ア) 年々増加するデータ量を考慮し、新システムのサーバー容量の見直しを図り導入した新システムの適切な運用を行う。Office 2013等のソフトの保守更新を行う。

クライアント運用管理ソフトを活用し、セキュリティ管理・資産管理・遠隔メンテナンス等を行う。

2段階システム及び制度改正システムがスムーズに運用できるよう電算サポート会社との連携を強化する。

(イ) 情報セキュリティの重要性に鑑み、認識を深めるための研修会等を開催し、NOSAI団体における情報資産の適切な管理運用を図る。特に、保有する個人情報の管理に当たっては個人情報管理台帳による管理を規定、実践し、適切な保護への対応に努める。

(ウ) 組合本支所間での迅速な情報共有化等に資するため、グループウェアの適正運用及び活用に努める。

(エ) 遠隔会議システム環境の充実を図り、意志決定の迅速化、移動にかかる時間的及び交通費のコストの削減をする。

(オ) 決裁処理の効率化及びコスト削減を図るため、電子決裁システムの導入を引続き目指す。

(カ) 収入保険用システムの接続運用環境を維持し、円滑な引受が出来るようにする。

カ 内部牽制機能の充実

特定組合のコンプライアンス体制維持及び内部統制を図るため、監査室による内部監査を年2回本支所及び家畜診療所ごとに実施する。監査は、内部監査実施要領に規定するチェックリストに基づき行い、監査結果及び改善状況については監事に報告し、内部監査の実効性を期するとともに、牽制機能の強化を図る。

キ リスク管理体制の整備

リスク管理基本方針に基づき統一的なリスク管理を行い、四半期ごとに状況を把握・分析して、理事会に報告等を行い、適正な業務運営に努める。

ク 予算統制の方策

適正かつ効率的な事業運営を実施するために、収支予算計画に基づき経費節減に努め、業務予算の適切な執行を行う。

余裕金の運用に当たっては、四半期毎に余裕金運用管理委員会を開催し、運用状況、市場リスク等の報告を行い、また委員会の意見に基づき、安全で効率的な運用を図る。さらに、四半期毎に理事会へ報告を行う。

ケ 職員の研修等

職員の資質向上を図るため、別表の令和3年度研修事業計画のとおり農林水産省、NOSAI全国連及びNOSAI協会主催の研修会に積極的に参加する。また、農業共済事業に係る法律研修及び農業保険制度の周知徹底と大型化した組合の組織づくりを目的とした業務に付随する専門知識の習得に関する研修を行い、職員の業務に対する知識の習得と意欲向上を図る。

具体的には、収入保険事業実施に伴う研修を行い、組合主催による農業簿記検定を開催することにより農業簿記の資格取得者を増加させ、円滑な収入保険事業の運営及び農家の相談役となる職員の養成を図る。

さらに、組合員へのF S活動及びRM活動に資するため、業務に関する有用な資格を取得させる。

令和5年度の人事考課制度導入に向け、階層別の人事考課研修を計画的に実施する。

別表

令和3年度研修事業計画

研修等の名称		目的	対象者	予定人数
役員研修	理事研修会	理事及び監事の責務、組合運営を適正に行う意識の高揚を図る。	理事	21人
	監事研修会	監事の責務を適正に行う意識の高揚を図る。	監事	3人
	NOSAI理事研修会 (派遣)	組織の最高責任者としての責務を自覚するとともに、組織内でのコンプライアンスの徹底、不祥事の未然防止、適正な団体運営に必要な管理能力の涵養を図る	理事	1人
職員研修	アクセス研修 (基礎編)	通常業務で使用されているデータベースソフトについての基礎的な知識習得により、業務能力及び業務効率の向上を図る。	職員	16人
	収入保険研修会 兼 税務研修会	収入保険制度の実施に伴い、農業簿記及び青色申告、確定申告を始め、必要な知識の習得を図る。	全職員	190人
	情報セキュリティ 研修会 (標的型攻撃メール 対応訓練)	実際に標的型攻撃メールの脅威を体験し、不審なメールを受信した際の対応方法の習得を図る。	職員 (全職員を半数程度に分け2年で全員が受講)	100人
	階層別研修会 (主査、主任、主事)	農業保険の加入推進に必要な営業力や提案力を養い、加入実績の向上を図る。	対象職員 (主査以下)	90人
	農業技術研修	農業の一般的な知識や最新の栽培技術・防除技術の知識を身につけ、日々の事務処理や加入推進に活かすことで各事業の活性化を図る。 5月:埼玉県農業振興 6月:田植え(田んぼアート) 8月:麦・大豆栽培(座学) 10月:稲刈り実習	職員 (3年以内の職員は優先受講)	延べ 60名
	人事考課研修会 新	人事考課制度の構築にあたり、制度の仕組み、必要な知識、資料作成のポイント等を学ぶ。	正規職員	180人
	広報技術研修会	NOSAI全国広報担当者を講師に迎え、農業共済新聞「埼玉版」、組合広報紙の紙面向上を目的として、組合広報担当者の技術レベルアップを図る	広報担当職員	20人

研修等の名称		目 的	対象者	予定人数
職員 研修	農業簿記 検 定 取 得	収入保険の加入推進に役立てられる農業簿記についての知識の習得を図る。	職 員	25人
	産業用ドローン 操 縦 技 能 講 習	損害評価の新たな手段として導入する産業用ドローンについて、損害評価業務への積極的な活用を目的として、操縦に関する知識や技術の習得を図る。	職 員	1人
	毒劇物取扱責任者 養成講習及び資格取得	農薬等の薬物を安全に取り扱うのに必要な知識の習得	職 員	2人
	事業別研修会	事業別の関係農業共済定款・規程・諸規則等の研修及び各共済事業の適正引受についての知識の習得	事業等担当職員	延べ 370人
派遣研修 (全国農業共済協会等主催)	上級管理職 研 修 会	上級管理職としての自らの役割を理解し、事業戦略、組織運営の基礎を学び、組合等の視点からの戦略立案や組織設計、組織変革の実践方法を習得する。また不祥事の未然防止のために、コンプライアンスの徹底を図る。	上級管理職 (組合等参事、連合会・特定組合の支所長等及びそれに準ずる者)	1人
	初級管理職 研 修 会	管理職としての役割、組織運営に必要な知識とマインド、組織マネジメントにおいて必要なスキル、リーダーシップ、人材マネジメントのエッセンスを学ぶ。	初級管理職 (課長クラス)	2人
	管理職養成 研 修 会	次期幹部候補として、職場リーダーの役割を理解し、マネジメントの基礎、普及推進に関する部下指導等を学ぶ。	中間指導職 (課長補佐・係長クラス)	2人
	中間指導職 養成研修会	中間指導職養成を目的とし、農業情勢やNOSAI制度、保険理論等の基礎知識の習得を図る	一般職 (共済歴 3年～5年程度)	1人
	普及推進研修会	(初級) 普及推進、クレーム対応の基礎知識や基礎技法を学び説明力を高める。	初級：一般職 (共済歴 5年～10年程度)	1人
		(中級) 普及推進、クレーム対応等について応用知識や応用技法を習得するとともに、プレゼンテーションを学ぶ。	中間指導職 (係長・主任クラス)又は一般職 (共済歴10年～15年程度)	2人

研修等の名称		目 的	対象者	予定人数
派遣研修 (全国農業共済協会等主催)	システム運用 管理者研修会	(情報セキュリティ対策実践コース) 情報セキュリティ管理責任者、実務担当者	シ ス テ ム 担 当 職 員	1人
	広報技術研修会	組合等広報紙の編集・製作に必要な技術を研修し、広報紙の内容充実、発行促進に資する	広 報 担 当 職 員	2人
	収入保険全国 担当者会議	収入保険制度の実施主体であるNOSAI全国連の会議に参加し、実務につながる専門的知識を習得し、組合職員に伝達する。	収 入 保 険 担 当 職 員	6人
	建物共済損害評 価技術研修会	建物共済に係る組合等損害評価者(評価員)の損害評価技術指導者の養成に資するため、建物の施工・材料並びに建物部分別評価・工職別積算評価・自然災害の損害評価等の技術等に係る知識の涵養を図る。	建 物 共 済 担 当 職 員	1人
	建 物 共 済 専 門 講 習 会	建物共済の制度の仕組みと実務に関する理論的知識等の習得を図る。	建 物 共 済 担 当 職 員	1人
	農機具共済専門 講習会(機械実習Ⅱ)	主要な農業機械の構造・機能と日常的なメンテナンス内容について学び、一般的な環境で使用されている農業機械の実態について理解することを目標にする。	農 機 具 共 済 担 当 職 員	1人
	中堅獣医師講習会 新	農業共済団体等における家畜診療を担う中堅獣医師の技術向上を図り、家畜共済事業の適正運営に資することを目的とする。	獣 医 師	1人
(派遣研修 農林水産省主催)	保 険 外 交 員 養 成 研 修 会	農業保険の推進に必要な知識や技術の習得を図る。	組 合 職 員	2人
	法 令 等 研 修 会	保険理論等の研修を専門に行うことにより、NOSAI職員としての知識や、法令等を遵守する意識をより高めることを目的とする	職 員	1人
	経 理 研 修 会	農業共済団体の経理の実務担当者を対象に、経理の仕組みや専門的知識の習得を図る	経 理 担 当 職 員	2人

研修等の名称		目 的	対象者	予定人数
	収入保険制度 研究会	組合及び連合会における収入保険事業の実務を担当する職員を対象に、当該事業の仕組みや専門的知識の習得を図り、職員の資質を向上させ、収入保険制度の健全な発展に資することを目的とする。	収入保険 職員	2人
（派遣研修 農林水産省主催）	農作物共済 研究会	組合及び連合会における農作物共済事業の実務を担当する職員を対象に、当該共済事業の仕組みや専門的知識の習得を図り、職員の資質を向上させ、農業災害補償制度の健全な発展に資することを目的とする	農作物共済 職員	2人
	畑作物共済 研究会	組合及び連合会における畑作物共済事業の実務を担当する職員を対象に、当該共済事業の仕組みや専門的知識の習得を図り、職員の資質を向上させ、農業災害補償制度の健全な発展に資することを目的とする	畑作物共済 職員	2人
	果樹共済 研究会	組合及び連合会における果樹共済事業の実務を担当する職員を対象に、当該共済事業の仕組みや専門的知識の習得を図り、職員の資質を向上させ、農業災害補償制度の健全な発展に資することを目的とする	果樹共済 職員	2人
	園芸施設共済 研究会	当該共済事業の仕組みや専門的知識の習得を図り、職員の資質を向上させ、農業災害補償制度の健全な運営に資することを目的とする	園芸施設共済 職員	2人
	家畜共済 研究会	当該共済事業の仕組みや専門的知識の習得を図り、職員の資質を向上させ、農業災害補償制度の健全な運営に資することを目的とする	家畜共済 職員	2人